

### 第3 評価の結果及び意見

#### 1 評価の結果

##### (1) 全体評価

本政策評価においては、評価の対象とする政策の体系・目的を項目第1のとおり整理した上で、高度外国人材の就業・定着の促進という観点から、項目第2のとおり、成果目標（KPI）の達成状況、関係する施策の実施状況、国内の企業・外国人材（高度外国人材を含む。）・留学生の実態や意見などを把握した。

- これらを踏まえて、評価の対象とした政策全体の進捗状況を概観すると、
- 高度外国人材の就業・定着の促進に直結する高度人材ポイント制の実施状況については、高度外国人材と認定した件数が目標値（2020年末までに1万人の認定）を達成し、更なる目標値（2022年末までに2万人の認定）の達成に向けて認定件数が増加している状況にあること
  - 加えて、高度人材ポイント制により高度外国人材と認定された者のほとんどは、引き続き我が国の企業等で就業しており、これまでのところ高度外国人材の定着が進んでいるとみられること
  - 他方で、大学・大学院の留学生は高度外国人材の大きな供給源となっており、これらの者に対して国内企業等への就職を支援することにより、高度外国人材の我が国での就業・定着の促進に資すると考えられるところ、当省のヒアリングでは、日本語能力の不足など就職活動上の課題が指摘されていること
  - また、外国人の就労環境・生活環境の改善を図ることは、ひいては高度外国人材の就業・定着の促進に資すると考えられるところ、当省がヒアリングした外国人材・留学生は、日本の就労環境・生活環境におおむね満足しているものの、様々な課題も指摘していること
- といった状況にあることが確認され、一部において更なる推進・改善を図る必要があるとみられる点があるものの、既に成果目標の一部を達成していることなどを勘案すると、高度外国人材の就業・定着の促進という観点においては、政策全体として一定程度進展していると認められる。

その上で、2022年末までに2万人の高度外国人材の認定というKPIの達成など、高度外国人材の一層の就業・定着に向け、高度外国人材を含む外国人材の実態やニーズを踏まえ、関係施策を推進することが適当であると考えられる。

##### (2) 関係施策

以上の全体評価を踏まえ、高度外国人材の受入れを一層推進していく上で、以下の関連施策について、今回の当省の調査により判明した次の点に留意して、その推進を図ることが適当と考えられる。

##### ア 高度外国人材の認定

法務省が行う高度外国人材の認定（高度人材ポイント制）については、2020年末までに1万人の認定というKPIを既に達成しているほか、制度の見直しで認定件数の増加につながっているとみられるなど、順調に実

績を上げてきていると認められる。

引き続き、2022 年末までに 2 万人の高度外国人材の認定という K P I の達成など、更なる高度外国人材の認定を図っていく必要がある。その際、高度外国人材となり得る専門性の高い外国人材の中でも高度人材ポイント制が十分知られていないために、認定を受けるに至っていない者が少なからずみられることから、高度人材ポイント制の認知が進むことで、認定件数の増加につながると考えられる。

## イ 留学生の就職支援

高度外国人材と認定された者のうち最終学歴が日本の大学・大学院である者は 54.4%と半数以上を占めており、高度外国人材の我が国での就業・定着の促進を図るには、日本の大学・大学院の留学生を対象とした効果的な就職支援が重要であると考えられる。その中でも、最終学歴が大学院である者は 53.0%と大部分を占めており、大学院の留学生への支援は特に重要なものと考えられる。

当省の外国人材・留学生や企業へのヒアリング結果によると、留学生の就職活動には、①企業等に外国人を採用する意思があるのか分からない、②日本特有の就職活動の基礎情報を十分に理解していない、③就職に必要な日本語能力が不足しているなどの留学生固有の課題があることが確認された。

特に③の日本語能力について、大学における支援の状況をみると、留学生に対する日本語教育に係る積極的な取組がみられた一方で、就職等を目的とした日本語教育を特に実施していないところもみられた。また、調査対象大学からは、留学生の日本語能力の向上や日本語能力が十分ではない留学生の就職支援に関して苦慮しているとの意見等が聴かれた。これらの中には、他の大学における取組を把握したいとする意見のほか、特に大学院の留学生については、専攻分野の研究が最優先されることや修士課程の修業年限が 2 年と短いことなどから、日本語を習得するための時間・期間が少なく就職がより難しいとする意見もみられた。

大学・大学院の留学生の国内企業等への就職率は 2017 年度で 35.0%となっている一方で、国内就職せずに出国した割合は 38.2%（大学院の留学生は 43.7%）となっており、大学・大学院の留学生の 67.9%が国内企業等への就職を希望していることを踏まえれば、国内企業等への就職が実現せずに出国している者が相当程度存在する可能性がある。

今回当省が把握したような積極的な就職支援の取組がより多くの大学に広がっていくことで、そこに在籍するより多くの留学生が希望どおり国内企業等に就職できるようになり、ひいては「高度外国人材の我が国での就業・定着の促進」に資するものと考えられる。

## ウ 就労環境の改善

日本の企業の就労環境については、当省の外国人材ヒアリングの結果によれば、企業勤務の外国人材 232 人中 157 人（67.7%）がおおむね満足しており、今後 10 年以上日本で勤務することを希望する者も 130 人（56.0%）

と長期勤続を希望する者も多い。

他方、当省がヒアリングした外国人材の7割とヒアリングした企業の6割が、日本の就労環境に何らかの課題があると認識しており、どちらも「キャリアパスが不明確」を課題に挙げるものが最も多くみられた。

こうした就労環境上の課題については、日本企業の雇用慣行等に由来する部分が多く、これに対応した就労環境の改善のためには、個々の企業の取組が重要と考えられる。その上で、行政としては、企業の取組の参考になる事例の提供などにより、個々の企業の取組を支援していくことが求められるものと考えられる。

このような中、外国人材を活用する企業の優れた取組事例について、厚生労働省と経済産業省が、それぞれ事例集等を取りまとめて公表しているところ、当省の企業ヒアリングの結果によれば、これらを承知する企業の7割以上から、いずれも役に立つ、参考になるとの評価が得られている一方で、それぞれの認知度自体は必ずしも高いものではなかった。このような企業の好事例が広まることで、外国人材にとって魅力的な就労環境の整備を図る企業努力が促進され、ひいては「高度外国人材の我が国での就業・定着の促進」に資するものと考えられる。

## エ 生活環境の改善

外国人の生活環境については、当省の外国人材・留学生ヒアリングの結果によれば、375人中311人(82.9%)が日本の生活環境に満足しているものの、生活環境の改善のためには公的支援が必要と考える者が375人中339人(90.4%)みられた。

外国人の生活環境の改善に係る公的支援は、国の行政機関によるほか、地方公共団体を始めとする様々な主体がそれぞれの役割を通じて取り組まれている。

今回、住民への身近な行政サービスを担っている地方公共団体の外国人の生活環境の改善に係る取組に着目し、より効果的な当該取組の横展開に資するため、他の地方公共団体の参考になると考えられる取組例について整理することに重点を置いて実態把握を行った。

その結果、積極的な取組を講じている地方公共団体がある一方で、必ずしも積極的ではなく更なる取組の余地があるとみられる地方公共団体もあり、その対応に温度差がみられた。

また、今回調査した地方公共団体からは、他の地方公共団体が行う外国人の生活環境の改善に関する取組に係る情報の周知を望む意見や、他の地方公共団体の情報を共有できる機会を望む意見も聴かれた。今後、新たな在留資格の施行等に伴い在留外国人が更に増加していくことが想定される中、国はそういった要望にも積極的に応えていくことが期待される。

総合的対応策では、外国人との共生社会の実現に向け、特に「生活者としての外国人に対する支援」については、多岐にわたる施策を政府全体として推進していくことが求められているが、中でも、今回の調査で着目した地方公共団体の効果的な取組の横展開という観点からみると、総務省において、地方公共団体が多文化共生施策の情報共有等を行うための会議を

開催するほか、法務省において、出入国在留管理庁の地方組織に配置される専門職員が管内の地方公共団体の取組を把握し、効果的な事例を他の地方公共団体に紹介することなどを通じて、地域における多文化共生施策の更なる推進を図ることとされている。

当該施策が推進されることにより、外国人の生活環境の改善に係る地方公共団体の積極的な取組が、様々な機会を通じて他の地方公共団体にも広がっていくことで、我が国全体における外国人の生活環境の改善の進展を促し、ひいては「高度外国人材の我が国での就業・定着の促進」に資するものと考えられる。

## 2 意見

### (1) 高度外国人材の認定

法務省は、2022 年末までに 2 万人の認定という K P I の達成を始めとする更なる高度外国人材の認定を図るため、高度外国人材となり得る専門性の高い外国人材の中でも高度人材ポイント制が十分知られていない状況を踏まえ、関係業界・大学の所管省庁の協力を得ながら、高度人材ポイント制の一層の周知を図る必要がある。

### (2) 留学生の就職支援

文部科学省は、大学・大学院の留学生の日本語能力を始めとする就職活動上の課題を踏まえた積極的な就職支援の取組をより多くの大学に展開するなど、大学における効果的な就職支援を推進していく必要がある。

その際、高度外国人材と認定された者の多くが日本の大学院を修了していることから、大学院の留学生の就職活動上の課題を踏まえた支援が行われるよう留意する必要がある。

### (3) 就労環境の改善

厚生労働省及び経済産業省は、外国人材や企業がキャリアパスの明確化など様々な就労環境上の課題を認識していることを踏まえ、外国人材の就労環境の改善に取り組む企業事例の一層の周知を図るなど、引き続き企業が外国人材を受け入れるための就労環境の整備を促していく必要がある。

### (4) 生活環境の改善

総務省及び法務省は、本評価書で取りまとめた地方公共団体の事例も参照しつつ、必要に応じて関係省庁の協力を得るなどし、外国人の生活環境の改善のための効果的な取組を収集・整理して地方公共団体に提供するなど、地方公共団体の取組を支援していく必要がある。